新潟県

新潟県報

第10号
平成24年２月７日
毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主　要　目　次

告　示　　ページ

108　証紙代金収納計器取扱者の名称変更……（税務課）　87
109　新潟県収入証紙の売りさばき人の名称変更…（出納局管理課）　〃

公　告

特定非営利活動法人の設立の認証申請……（県民生活課）　87
新潟県教育委員会ネットワークシステム用サーバ機器等一式の借上げに係る仕様書案に対する意見招請…（教育庁総務課）　88

病院局公告

一般競争入札の実施……（総務課）　88

企業局管理規程

1　新潟県企業局固定資産事務取扱規程の一部を改正する規程……（総務課）　90

選挙管理委員会告示

2　新潟県議会議員一般選挙における選挙運動に関する収支報告書の訂正報告……　92
3　政治資金規正法による政治団体の届出……　〃
4　政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出……　〃
5　政治資金規正法による政治団体の解散の届出……　93
6　政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨……　〃
7　政治資金規正法による資金管理団体の届出……　94
8　政治資金規正法による資金管理団体の指定の取消し等の届出……　95

告　示

⊙新潟県告示第108号

新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号）第56条の３第１項の規定により指定した証紙代金収納計器取扱者の名称を次のとおり変更した。

平成24年２月７日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

変　更　前	変　更　後	変更年月日
社団法人日本自動車販売協会連合会新潟県支部	一般社団法人日本自動車販売協会連合会新潟県支部	平成24年１月４日

⊙新潟県告示第109号

新潟県収入証紙条例（昭和39年新潟県条例第10号）第５条第２項の規定により指定した新潟県収入証紙の売りさばき人の名称を次のとおり変更した。

平成24年２月７日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

変　更　前	変　更　後	変更年月日
社団法人日本自動車販売協会連合会	一般社団法人日本自動車販売協会連合会	平成24年１月４日

公　告

特定非営利活動法人の設立の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第10条第１項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第10条第２項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び新発田地域振興局において縦覧に供する。

平成24年２月７日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

1　申請のあった年月日
　平成24年１月24日
2　申請に係る特定非営利活動法人の名称
　特定非営利活動法人阿賀野児童福祉会
3　代表者の氏名
　荒木　朗
4　主たる事務所の所在地
　阿賀野市金田町９番35号
5　定款に記載された目的
　この法人は、子どもをもつ家庭に対して、保育に関する支援事業を行い、子どもをもつ家庭が平穏にすごせるように寄与することを目的とする。
6　定款に記載された特定非営利活動の種類
(1)　保健、医療又は福祉の増進を図る活動
(2)　子どもの健全育成を図る活動

新潟県教育委員会ネットワークシステム用サーバ機器等一式の借上げに係る仕様書案に対する意見招請について（公告）

新潟県教育委員会ネットワークシステム用サーバ機器等一式の借上げに係る仕様書案に対する意見を次のとおり招請する。

平成24年２月７日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

1　意見を招請する案件の名称

新潟県教育委員会ネットワークシステム用サーバ機器等一式の借上げ

2　意見の提出方法

(1)　提出期限　平成24年２月16日(木)午後５時15分までとする。（郵送の場合は必着とする。）

(2)　提出先

郵便番号　950－8570

新潟県新潟市中央区新光町４番地１

新潟県教育庁総務課総務班

ファクシミリ番号　025－285－3766

電子メールアドレス　ngt500010@pref.niigata.lg.jp

(3)　提出方法

仕様書案に添付の指定様式に意見等を記載し、持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法により提出すること。

なお、郵送の方法による場合は、2(2)を宛先とした書留郵便の方法によるものに限る。

3　仕様書案の公表方法及び期間

(1)　公表の方法

次のURLにおいて公表する。

http://www.pref.niigata.lg.jp/kyoikusomu/

なお、2(2)の提出先においても交付する。

(2)　公表期間

平成24年２月７日(火)午前９時から平成24年２月16日(木)午後５時15分まで。ただし、2(2)の提出先において交付する場合は、平成24年２月７日(火)から平成24年２月16日(木)まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第５号）第１条第１項各号に規定する日を除く。）の各日の午前９時から午後５時15分まで。

4　意見招請に関する事務を担当する部局

2(2)の提出先に同じ。

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第１項の規定により、歯科撮影装置（デンタル装置）について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成24年２月７日

新潟県立中央病院長　矢澤　正知

1　入札に付する事項

(1)　購入等件名及び数量

歯科撮影装置（デンタル装置）　１式

(2)　調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3)　納入期限

平成24年３月31日(土)

(4)　納入場所

新潟県立中央病院

(5)　入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2　入札参加資格

(1)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

(2)　指名停止期間中の者でないこと。

(3)　新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4)　本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5)　新潟県暴力団排除条例第６条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3　入札書の提出場所等

(1)　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号　943－0192

新潟県上越市新南町205番地

新潟県立中央病院経営課経営係

電話番号　025－522－7711　内線2343

(2)　入札説明書の交付方法

本公告の日から上記３(1)の交付場所で交付する。

(3)　入札書の提出期限

平成24年２月13日(月)　午後５時00分

4　開札の日時及び場所

平成24年２月14日(火)　午前10時00分

新潟県立中央病院講堂１

5　その他

(1)　契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2)　入札保証金

免除する。

(3)　契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第５号。以下「規程」という。）第186条第３項第１号又は第３号に該当する場合は免除する。

⑷　入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

⑸　契約書作成の要否　要

⑹　落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

⑺　契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

企業局管理規程

新潟県企業局管理規程第１号

新潟県企業局固定資産事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年２月７日

新潟県企業管理者　　鈴　木　　文　夫

新潟県企業局固定資産事務取扱規程の一部を改正する規程

新潟県企業局固定資産事務取扱規程（昭和62年新潟県企業局管理規程第５号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改　正　後

別表第２（第26条関係）

行政財産使用料の基準

区分	使用の種類			単位	使用料（単位　円）					
土地	（略）									
	電気通信施設その他これに類するもの以外のもの	（略）								
		水管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.15メートル未満のもの	（略）	新潟市部	92	新潟市以外の市部	45	町村部	37
			外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			120		60		49
			外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの			250		120		98
			外径が0.4メートル以上１メート			620		300		250

改　正　前

別表第２（第26条関係）

行政財産使用料の基準

区分	使用の種類			単位	使用料（単位　円）					
土地	（略）									
	電気通信施設その他これに類するもの以外のもの	（略）								
		水管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.15メートル未満のもの	（略）	新潟市部	85	新潟市以外の市部	51	町村部	43
			外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			110		67		57
			外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの			230		130		110
			外径が0.4メートル以上１メート			570		340		290

		ル未満のもの				
		外径が１メートル以上のもの	1,200	600	490	
	（略）					
（略）						

備考　（略）

		ル未満のもの				
		外径が１メートル以上のもの	1,100	670	570	
	（略）					
（略）						

備考　（略）

附　則

（施行期日）

１　この規程は、平成24年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の新潟県企業局固定資産事務取扱規程（以下「新規程」という。）別表第２の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後納入すべき使用料について適用し、施行日前に納入すべき使用料については、なお従前の例による。

３　施行日前に目的外使用の許可（電気通信施設その他これに類するもの以外のもの（その他のものを除く。）に係る許可に限る。）を受けた者の施行日以後に引き続く当該許可に係る使用（施行日以後に当該許可に係る期間が更新された場合の使用を含む。以下「継続使用」という。）に係る使用料の額については、次項に定めるものを除き、その者の継続使用について新規程第26条の規定により算出される額が、その者の継続使用に係る前年度の使用料の額（平成24年度における当該額を算出する場合において、平成24年度の使用期間と平成23年度の使用期間とが異なるときは、平成24年度の使用期間に相当する期間の平成23年度の使用料の額）に1.1を乗じて得た額を超える場合には、同条の規定にかかわらず、当該額をもって当該使用料の額とする。

４　電気事業法（昭和39年法律第170号）第２条第１項第10号に規定する電気事業者、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第２条第11項に規定するガス事業者及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第２条第５号に規定する電気通信事業者の継続使用（新潟市部に係るものに限る。以下同じ。）に係る使用料の額については、その者の継続使用について新規程第26条の規定により算出される額の局本庁の課及び事業所（以下「機関」という。）ごとの合計額が、その者の継続使用に係る前年度の使用料の額（平成24年度における当該額を算出する場合において、平成24年度の使用期間と平成23年度の使用期間とが異なるときは、平成24年度の使用期間に相当する期間の平成23年度の使用料の額）の当該機関ごとの合計額に1.1を乗じて得た額を超える場合には、同条の規定にかかわらず、当該額をもって当該使用料の額とする。

選挙管理委員会告示

⊙新潟県選挙管理委員会告示第２号

平成23年４月10日執行の新潟県議会議員一般選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条の規定により提出された候補者の選挙運動に関する収支報告書について、訂正の報告があったので、平成23年12月28日付け新潟県選挙管理委員会告示第72号の一部を次のとおり改める。

平成24年２月７日

新潟県選挙管理委員会

委員長　嵐　嘉　明

訂正報告年月日　平成24年１月13日

候補者氏名　皆川　雄二

（報告書受理年月日平成23年４月25日第１回報告分）中

項　目	訂正後	訂正前
３　報告書の要旨		
期間	平成22年12月17日から平成23年４月20日まで	平成23年３月24日から平成23年４月20日まで
収入		
主たる寄附		
（氏名団体名）	自由民主党新潟県支部連合会	
（寄附額）	500,000	
その他の収入	65,383	565,383

⊙新潟県選挙管理委員会告示第３号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第６条第１項の規定による政治団体の届出があったので、同法第７条の２第１項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成24年２月７日

新潟県選挙管理委員会

委員長　嵐　嘉　明

(1) その他の政治団体

(ｲ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

届出年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
（平成）				
23.12.16	田中さとしを育てる会	浅野正也	山岸友和	上越市大町2-2-24　東北電力労働組合高田支部内
23.12.15	長谷川あり後援会	佐藤かつ子	駒形尚秀	小千谷市城内4丁目2番29号
23.12.14	村上愛郷会	尾形修平	尾形貴子	村上市泉町3番25号
23.12.6	渡辺慎一後援会	木下隆一	相田久行	佐渡市新穂北方548

⊙新潟県選挙管理委員会告示第４号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第７条の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので同法第７条の２第１項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成24年２月７日

新潟県選挙管理委員会

委員長　嵐　嘉　明

(1) 政党の支部

届出年月日	政治団体の名称	異動事項	新たに届出のあった内容
(平成)			
23.12.26	自由民主党新潟県第四選挙区支部	国会議員関係政治団体の区分 (公職の種類)	法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体 衆議院議員
23.12. 9	民主党新潟県第５区総支部	会計責任者	佐藤成二

(2) その他の政治団体

届出年月日	政治団体の名称	異動事項	新たに届出のあった内容
(平成)			
23.12.13	伊藤勝美をはげます会	会計責任者	伊藤美佐子
23.12.13	五泉市“まち”づくりの会	会計責任者	伊藤美佐子
23.12.21	上越未来政策研究会	代表者	小林秀一
23.12. 5	新郷研	主たる事務所の所在地	新潟市西蒲区巻甲1411-1ボトラッチパレス107号
23.12. 2	つつい信隆後援会	国会議員関係政治団体の区分 (公職の候補者の氏名及び公職の種類)	法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体 筒井信隆　、　衆議院議員
23.12.28	中島清一後援会	会計責任者	浜田敏
23.12.26	新潟県情報通信懇話会	主たる事務所の所在地	新発田市中央町5-6-28豊嶋守夫方

⦿新潟県選挙管理委員会告示第５号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第１項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第３項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成24年２月７日

新潟県選挙管理委員会

委員長　嵐　嘉明

(1)　政治団体の名称

ア．その他の政治団体

解散

年月日	政治団体の名称
(平成)	
23. 5.30	坪谷ひさお後援会
23. 7.29	田中一勇後援会
23.12. 1	たんぽぽの会
23.12. 1	山田ひろし後援会

(2)　収支報告書の要旨

イ．その他の政治団体

政治団体の名称　坪谷ひさお後援会

報告年月日　平成 23年 12月 27日

１	収入総額	0 円
２	支出総額	0 円

政治団体の名称　田中一勇後援会

報告年月日　平成 23年 12月 20日

１	収入総額	0 円
２	支出総額	0 円

政治団体の名称　たんぽぽの会

報告年月日　平成 23年 12月 7日

１	収入総額	0 円
２	支出総額	0 円

政治団体の名称　山田ひろし後援会

報告年月日　平成 23年 12月 22日

１	収入総額	0 円
２	支出総額	0 円

⦿新潟県選挙管理委員会告示第６号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第１項の規定による政治団体の収支に関する報告書の要旨を同法第20条第１項の規定により次のとおり公表する。

平成24年２月７日

新潟県選挙管理委員会

委員長　嵐　嘉明

平成22年分

〔資金管理団体〕

政治団体の名称　青木太一郎を支援する会

資金管理団体の届出をした者の氏名　青木太一郎

資金管理団体の届出に係る公職の種類　県議会議員

報告年月日　平成 23年 12月 22日

１	収入総額	666,493 円

前年繰越額		66,493 円
本年収入額		600,000 円
２　支出総額		618,036 円
３　本年収入の内訳		
個人の負担する党費又は会費		400,000 円
		400 人
寄附（内訳別掲）		200,000 円
個人からの寄附		200,000 円
合　計		600,000 円
４　寄附の内訳		
個人からの寄附		
（寄附者の氏名）	（金　額）	（住　所）
青木太一郎	200,000 円	新潟市西区
小　計	200,000 円	
５　支出の内訳		
経常経費		618,036 円
備品・消耗品費		18,036 円
事務所費		600,000 円
合　計		618,036 円

〔その他の政治団体〕

政治団体の名称　青木太一郎後援会

報告年月日　平成 23年 12月 22日

１　収入総額		521,254 円
前年繰越額		66,254 円
本年収入額		455,000 円
２　支出総額		497,428 円
３　本年収入の内訳		
個人の負担する党費又は会費		200,000 円
		200 人
寄附（内訳別掲）		200,000 円
個人からの寄附		200,000 円
機関紙誌の発行その他の事業による収入		55,000 円
ゲートボール大会		55,000 円
合　計		455,000 円
４　寄附の内訳		
個人からの寄附		
（寄附者の氏名）	（金　額）	（住　所）
青木太一郎	200,000 円	新潟市西区
小　計	200,000 円	
５　支出の内訳		
経常経費		389,891 円
備品・消耗品費		178,140 円
事務所費		211,751 円
政治活動費		107,537 円
機関紙誌の発行その他の事業費		107,537 円
その他の事業費		107,537 円
合　計		497,428 円

政治団体の名称　山田ひろし後援会

報告年月日　平成 23年 12月 22日

１　収入総額	0 円
２　支出総額	0 円

⦿新潟県選挙管理委員会告示第７号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第２項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第19条の２第１項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成24年２月７日

新潟県選挙管理委員会

委員長　嵐　嘉明

届出年月日	資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
23.12.14	尾形修平	市議会議員	村上愛郷会	村上市泉町3番25号	尾形修平

⊙新潟県選挙管理委員会告示第８号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第３項の規定による資金管理団体の指定の取消し等の届出があったので、同法第19条の２第１項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成24年２月７日

新潟県選挙管理委員会

委員長　嵐　嘉明

(1) 法第１９条第３項第１号による届出

届出年月日	資金管理団体の指定の取消しの届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
23.12.7	中川カヨ子	県議会議員	たんぽぽの会	佐渡市上新穂７２０－２	中川カヨ子

発　　行　新　　潟　　県　〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町４番地１
印刷･販売　株式会社第一印刷所　〒950-8724 新潟県新潟市中央区和合町２丁目４番18号　電話025-285-7161㈹ FAX025-282-1776
【販売価格】　１か月5,000円（送料、消費税含）、１部売り１枚につき26円（送料、消費税別）　リサイクル適性：紙へリサイクル可